

福島県中通り及び浜通りから本県に避難されている皆様へ

## 子ども・被災者支援法に基づく茨城県営住宅への入居について（お知らせ）

東日本大震災により被災され、本県に避難されている皆様に心よりお見舞い申し上げます。本県では、子ども・被災者支援法に基づき、支援対象避難者の方の県営住宅への入居にあたり、下記のとおり入居資格の一部を緩和しております。

入居の申込み、入居資格の詳細については、お問い合わせ先まで御相談ください。

### 記

#### 1 対象となる支援対象避難者

平成 23 年 3 月 11 日時点で、支援対象地域に居住していた方

福島県 中通り	福島市，郡山市，白河市，須賀川市，二本松市，田村市，伊達市，本宮市，桑折町，国見町，川俣町の一部，大玉村，鏡石町，天栄村，西郷村，泉崎村，中島村，矢吹町，棚倉町，矢祭町，塙町，鮫川村，石川町，玉川村，平田村，浅川町，古殿町，三春町，小野町
福島県 浜通り	いわき市，相馬市，南相馬市の一部，広野町，檜葉町の一部，川内村の一部，新地町

※ 避難指示区域を除く（避難指示区域に居住していた方は、福島復興再生特別措置法による入居資格特例があります）。

※ 支援対象地域については、今後、見直しにより変更となる可能性があります。

#### 2 支援対象避難者の確認方法

避難元市町村から発行される「居住実績証明書」により行います。

#### 3 入居資格の取扱いについて

県営住宅における入居資格の一部を次のとおり緩和いたします。

##### (1) 在住要件

現に茨城県内に避難し、居所を証明する書類等により居住の実態が認められれば、在住要件を満たすものとして取り扱います。

##### (2) 住宅困窮要件

居住実績証明書の発行を受けることにより、支援対象地域内に住宅を所有していても、現に住宅に困窮している事が明らかであれば住宅困窮要件を満たすものとして取り扱います。

##### (3) 分離避難により世帯の一部のみが県営住宅に入居する場合の取扱い

ア 収入計算の特例により、世帯の所得金額の合計を 1 / 2 とします。

イ 入居住宅及び優先入居の適用は、分離避難前の世帯状況に応じます。

#### 4 お問い合わせ先

一般財団法人茨城県住宅管理センター（県営住宅指定管理者）

水戸市大町 3-4-36 大町ビル 2 階

電話 029-226-3350（土日祝日を除く 8:30-17:15）

## 5 その他

(1) 茨城県営住宅の入居者募集は、定期募集（年4回の募集）及び随時募集（常時申し込みを受け付け）により行っています。

定期募集にかかる募集案内（申込書）・募集住宅一覧表は、各募集期間に配布します。募集する住宅は、それぞれの募集期間によって異なりますので、募集住宅一覧表をご覧ください。

なお、随時募集にかかる募集案内（申込書）・募集住宅一覧表は常時配布しております。

募集方法	募集月	募集期間	募集住宅	入居可能日
定期募集	4月	1日～15日 (1月のみ, 4日～16日)	募集期間内に配付する募集住宅一覧にて御確認ください。  ※応募者多数の場合は抽選	7月1日
	7月			10月1日
	10月			1月4日
	1月			4月1日
随時募集	先着順により、常時申し込みを受け付けています。		(水戸市)若宮アパート, 若宮第二アパート, 会神原アパート, 双葉台アパート (ひたちなか市)三反田アパート (日立市)田尻浜アパート, 上田沢アパート (潮来市)浪逆アパート (土浦市)神立アパート (稲敷郡阿見町)阿見アパート (筑西市)たかの巣アパート	申込受理月の翌々月の1日

※募集期間、入居可能日が、土・日・祝日の場合は、日程が変更になります。

※申込書類配布場所：一般財団法人茨城県住宅管理センター、市役所及び町村役場、県住宅課

(2) 県営住宅の入居資格は次のとおりです。

入居資格		支援対象避難者の取り扱い
ア	申込名義人が県内に居住又は勤務していること	要件緩和
イ	同居親族又は同居しようとする親族があること ※ 単身者は、昭和31年4月1日以前生まれの方、障害者(身体障害手帳1～4級, 精神障害手帳1～3級, 療育手帳A～C), 生活保護被保護者などの要件に該当する場合に入居が可能。	分離避難の場合は分離前の世帯状況による
ウ	独立の生計を営む者で、かつ、同居または同居しようとする親族と同一生計であること	要件緩和
エ	収入基準を超えないこと (政令月収 一般世帯 158,000円, 裁量世帯 214,000円)	分離避難の場合は収入計算の特例あり
オ	現に住宅に困窮していることが明らかであること	要件緩和
カ	県税及び市町村税を滞納していないこと	
キ	公営住宅の家賃を滞納していないこと (民事訴訟法第275条1項の和解による和解条項履行者を含む。)	
ク	申込名義人及び同居親族が暴力団員でないこと	

茨城県土木部都市局住宅課  
住宅管理・滞納対策担当  
〒310-8555 水戸市笠原町 978-6  
TEL : 029-301-4750 FAX : 029-301-4779